

# 魅力ある住まい・まちづくりを目ざし 住宅マスタープランを策定

ました。しかし、バブル経済崩壊後に経済状況は悪化し、さらに阪神・淡路大震災によって、住まい・まちを取り巻く状況は大きく変化し、計画改定の必要が生じてきました。

## 住宅マスタープラン 策定の背景

このような状況の中、昨年5月に「市住宅マスタープラン策定委員会」委員長は神戸大学教授・安田丑作さんが発足されました。同委員会は検討を重ね、今年5月に「同プラン策定に向けての提言」を市長に提出しました。

市はこの提言を受け、6月に、魅力ある住まい・まちづくりを目ざして「にしのみや住宅マスタープラン」を策定しました。これは、平成14年度から10力年の住宅政策の基本となるもので、

## マスタープランの内容

同マスタープランは、同計画の基本理念を継承し、改定したもので、第3次西宮市総合計画「の住宅部門計画」として位置付けられています。

「安心・安全」、「魅力ある西宮」、「環境にやさしい」、「協働」の4つの基本目標を掲げ、当面取り組むべき重点政策と地域別施策展開を示しました。重点施策としては、震災からの復旧・復興に一定のめどが立ったため、住まい・まちづくりの総合的な住宅情報拠点としての住宅相談窓口の設置やマンション管理の支援等のソフトを重視したものが示されています。

また、同マスタープランの推進にあたっては市民、専門家、民間事業者等、行政の協働で取り組んでいきます。同マスタープラン、同ガイドラインをまとめた冊子

## にしのみや健康づくり21

# 健康講座を出席します

市は、市民の皆さん一人ひとりの健康づくりを支援していくこととする新しい取り組み「にしのみや健康づくり21」を策定しました(本紙6月10日号で紹介)。

保健所は、この取り組み推進の一環として、出前健康講座「みんなでわが町健康講座」をスタートしました。身近なところで、気軽に健康についての学習ができる機会を提供します。市

の団体(サークル、自治会など)です。費用は無料です。ぜひ申込を。  
【講座開催期間】9月2日～来年3月31日  
【講座内容】にしのみや健康づくり21の総論、各論(栄養・食生活、身体活動・運動、「こころ」の健康づくり、「たばこ」、「アルコール」、「歯の健康」、生活習慣病)の解説。総論のみか、総論各論両方を選択【申込】8月30日までに健康増進課(0798・263667)へ

## 都市計画道路「今津西線」 事業認可を受けました

市はこのほど、都市計画道路「今津西線」の一部区間(駅前広場=下図参照)について、事業認可を受けました。事業認可図書は高架対策課(市役所本庁舎7階 ☎0798・35・3816)で執務時間中に縦覧できます。



## 6月市議会閉会 議案16件可決など

6月定例会市議会は、議案16件を可決、1件を同意などして7月9日に閉会しました。

一般質問の内容などは、8月13日の日刊6紙朝日、神戸、産経、日本経済、毎日、読売)の朝刊に折り込み

## 山田市長の 入院について

経過は良好です

山田市長は、7月17日に肺腫瘍(しゅよう)の摘出手術を受け、入院加療していますが、術後の経過は良好です。なお、8月下旬には職場復帰の予定です。市長は、しばらくの間入院して治療を受けることに

なお、9月定例会市議会は、9月9日から27日までの日程で開かれる予定です(事情により変更する場合があります)。

大阪米穀流 **あられ**  
お米辞典 **あられ**  
残ったご飯の保存方法。  
おいしさを保つには、冷凍保存がいちばんよい方法です。温かいうちに、ラップで包むかフリーザーパックに入れて薄く平らにし、冷めてから冷凍庫に入れます。食べる時は、電子レンジで温めます。こうすると、炊きたてに近いおいしさで食べられます。冷蔵庫の保存でも数日はもちますが、2日くらいまでが限度です。これは、ご飯のでんぷんが老化しやすく、冷蔵庫内でも老化が進むからです。  
■本社 TEL.0798(26)0221(代表) 阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。

## 調査の案内を送付します

支援費制度

障害者福祉のホームヘルプなど利用者へ

来年4月から始まる「支援費制度」では、サービスを利用する際に、申請をして調査を受けてもらう必要があります。現在、障害者福祉の居宅サービス(ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、グループホーム)を利用している人には、9月中旬に申請と調査についての案内を送ります。なお、施設利用者には、一部の施設を除き、平成15年度に手続を進めて

いく予定です。問合せは障害新制度準備室(0798・35・3767)へ。

西宮こどもセンターでショートステイを利用している人は、来年4月から、障害児のショートステイの窓口が、県の西宮こどもセンターから市に変わり、支援費制度の対象になります。来年度以降も利用を考慮している人は、同準備室へ連絡をお願いします。

すぐにサービスを利用したい人は、身体障害者手帳、療育手帳を持っている人で、すぐにサービスを利用したい人は、障害福祉課(0798・35・3194)で相談してください。ただし、介護保険受給対象者は、介護保険のサービスを優先して利用してもらうことになり

また、魅力ある住まい・まちづくりを目ざして「にしのみや住宅マスタープラン」を策定しました。これは、平成14年度から10力年の住宅政策の基本となるもので、

共同住宅向け：住む人や使い方が変わっても永く快適に住み続けることができる住宅や、まちなみと調和した建築、地域へ貢献する住宅計画の策定などを推進

受給者証を提示して事業者と契約を

受給者証を提示して事業者と契約を

受給者証を提示して事業者と契約を